

中期目標の期間の終了時の検討（案）

1 概要

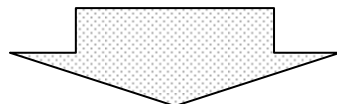
- 中期目標期間の終了時に、評価委員会の意見を聴いた上で、当該法人の業務継続の必要性、組織及び業務の全般について検討する。
- 検討結果に基づき所要の措置を講ずる。

2 趣旨

- ① 中期目標期間終了にあたって、業務実績を検証し、当該法人による業務継続が必要か否かを確認する。
- ② 業務を継続する場合には、次期中期目標への取組みにあたって組織及び業務全般の課題を整理し、法人に対応を要請する。

3 本市の実施方法

- 平成 22 年度に、18～20 年度評価及び中間総括の結果や市内部の意見などを踏まえて、第二期中期目標策定にあたって法人に要請する内容を「第二期中期目標策定方針（案）」として取りまとめ、法第 31 条の手続きに準じて評価委員会で審議を行うとともに、法人との意見交換を行ったうえで、「第二期中期目標策定方針」を決定し平成 22 年 9 月に法人に通知した。



- 第一期中期目標期間の終了時の対応は以下のとおりとする。
 - ① 業務継続の必要性の確認
22 年度までの業務実績評価や大学機関別認証評価の結果、第二期中期目標の策定に向けた検討等を踏まえ、法人の業務継続の必要性を確認する。
 - ② 組織及び業務全般の課題への対応についての法人への要請
「第二期中期目標策定方針」に留意することを法人に要請する。
- ※ 上記対応について、法第 31 条第 2 項に基づく評価委員会の意見を聴いたうえで、法人に通知する。
- なお、法第 30 条に基づく中期目標に係る業務実績の評価、及び法第 40 条第 4 項に係る中期目標期間の最後の事業年度の利益処分等については、上記手続きに関わらず中期目標期間の終了の翌年度に実施する。